



タイの通貨・金融・経済危機の本質

高木, 雅一

(Citation)

国民経済雑誌, 182(2):69-81

(Issue Date)

2000-08

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00045085>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00045085>



タイの通貨・金融・経済危機の本質

高 木 雅 一

1. は じ め に

1997年7月2日のタイ・バーツ下落を発端とするアジア通貨・金融・経済危機発生から、はや3年の月日が過ぎた。この3年間で東南アジア諸国および韓国を通貨・経済危機に至らしめた背景や要因について、数多くの著書や論文が紹介され、言い尽くされた感すらする。この国民経済雑誌においても、181巻1号の「タイの通貨危機と為替政策」、181巻3号の「東南アジアの通貨危機と経済危機について」など、優れた論文が既に掲載されている。3年も経った後にこの問題を取り上げるのにはやや気が引けたが、本文で展開するのはなぜタイがアジア危機の発火点になったかについてこれまでどの論でも触れられることのなかった本質・核心に迫るものであり、今回自らの研究と分析の成果を紹介することにした。

これまでの学者や識者による論では、東南アジア ASEAN 諸国およびアジア NIEs の韓国が通貨危機に巻き込まれたのは、米ドルにリンクした通貨制度、採算性を無視した過剰投資、政権と財閥との癒着、インドネシアに典型的に見られたクロニー・キャピタリズムによるものとほぼ一致している。こうした構造的欠陥をジョージ・ソロス氏に代表される名うての国際投機筋に見破られ、通貨下落を引き起こされて深刻な危機に陥ったとするものである。こうした点についてはほぼ反論はないが、ただ構造的欠陥があったと指摘するだけで、原因や背景について掘り下げた論が展開されなかったように思われる。

構造的欠陥に陥らしめた根本原因を排除することなく、作り出された悪い結果だけを表面的に繕うことで済ませれば、煙だけを振り払って火元をそのまま放置するのと同じで、将来より大きな火災に発展する可能性すら否定できない。タイの現状は、まさにそう思われるものである。以下本文で展開する根本原因に何ら手をつけることなく、為替レートを実質ドル・リンクの通貨バスケット方式から管理変動相場制に移行し、膨大な不良債権を作った銀行やファイナンス・カンパニーの不良債権を処理することだけで、再び世界が驚く高度成長に戻そうとする意図が見てとれるからである。

以下の本文では、タイの状況に絞って論を展開するが、インドネシア、マレーシア、フィリピンなど他の東南アジア諸国、それに北東アジアの韓国でも、歴史や文化、宗教の違いから全て同じ状況という訳ではないが、タイ同様の構造的問題を抱え込んでいる。いずれの国々においても、通貨投機に狙われた構造問題の解決に懸命に取り組んでいるが、根本原因にま

で踏み込んだ改革に着手しているのか、詳細に検討してみる必要がある。重要なことは、同じ悲劇を繰り返してはならないということである。

2. タイの通貨危機は1962年が起源

筆者は、1997年7月に起こったタイの通貨危機は、1962年に原因があると考えている。それ以降長年にわたり表面化しなかったものの、実体経済や金融制度を静かに蝕み、35年後に一気に噴き出したものである。この点では、ブラザ合意以降の投資ブームが始まった88年頃、オフショア金融市場 BIBF がオープンした93年、中国人民元の為替レートが一本化された（通貨切り下げではない）94年、円高から円安に転じた95年など、それまでの10年以内に原因を求める論とは異にしている。それでは、1962年はどういう年だったのか、それほどインパクトの大きい事件が起こったのであろうか。

1962年には、商業銀行の準拠法である銀行法が改正された。タイの1962年銀行法は、保護色・規制色の極めて強いもので、この改正銀行法が施行されたことにより、地場民間銀行の新設および外国銀行の支店開設は一切禁止されることになった。それ以降、オフショア金融市場 BIBF が開設された1993年まで、当時の西ドイツとの間で相互主義による外国銀行1支店の開設が1978年に認められただけである。表1は、筆者がタイの金融セクターの調査を行っていた、タイが三年連続二桁成長となる最初の1988年における地場15銀行と外国銀行14支店、計29の商業銀行の一覧である。

表1は年代的には多少古いが、97年の通貨危機に到るまでの地場銀行、93年に BIBF が創設されるまでの外国銀行支店は、ほぼ一貫してこうした勢力図が維持された。ここから理解できることは、15の地場商業銀行は格差が大きく、上は東南アジアで最大のバンコック銀行から、下は資産規模で進出外国銀行1支店にも満たないものまで、格差が大きいことである。また、総資産規模ではトップのバンコック銀行で3割、タイ農民銀行、クルン・タイ銀行までの上位3銀行で約6割を占める寡占となっていた。筆者はこうした状況を問題視しているが、それについては後の商業銀行の項で触れることにしたい。

また、地場15銀行のうち12までが華僑系である。タイ経済の中枢を成す民間資本の多くは、中国大陆からタイに渡った華僑またはその子孫の華人である。タイの華僑資本は、中国南部の廣東省潮州出身者が多く、コメや肥料の売買、金融業、不動産などで商才を発揮している。金融や銀行についても潮州系華僑の独断場で、バンコック銀行のソーボンパニット家、タイ農民銀行のラムサム家、バンコック商業銀行のティーチャーパイブン家は、タイを代表する三大金融財閥として現在でも君臨している。1962年の銀行法改正は、こうした金融財閥が、既得権を守ろうと政府に圧力をかけたものである。

現地人（プリブミ）と華人との対立が顕著だったインドネシアとは異なり、タイでは華僑・

表1 タイの商業銀行一覧（1988年12月現在）

（単位：百万バーツ）

地場銀行名（創業年）	出身	総資産	外国銀行支店名（開設年）	総資産
1 バンコック銀行（1944）	華僑	350,845	1 東京銀行（1962）	10,843
2 クルン・タイ銀行（1966）	政府	176,392	2 三井銀行（1952）	10,527
3 タイ農民銀行（1945）	華僑	156,389	3 シティーバンク（1923）	6,102
4 サイアム商業銀行（1906）	王室	103,298	4 ドイツ銀行（1978）	5,013
5 アユタヤ銀行（1945）	華僑	70,184	5 Cマンハッタン（1964）	4,513
6 タイ軍人銀行（1957）	軍人	69,551	6 インドスエズ（1897）	3,558
7 バンコック F C 銀行（1960）	華僑	47,619	7 香港上海銀行（1888）	3,241
8 サイアムシティー銀行（1941）	華僑	46,619	8 アメリカ銀行（1949）	3,007
9 バンコック M P 銀行（1950）	華僑	44,730	9 S チャータード（1894）	2,787
10 バンコック商業銀行（1944）	華僑	38,169	10 U マラヤン銀行（1964）	1,688
11 アジア銀行（1939）	華僑	32,179	11 バラット海外（1947）	1,128
12 バンコック U N 銀行（1949）	華僑	19,376	12 S P アジア銀行（1919）	876
13 タイ・ダヌ銀行（1949）	華僑	14,159	13 中国国際商業（1947）	747
14 ナコントン銀行（1933）	華僑	10,960	14 四海交通銀行（1909）	465
15 レムトン銀行（1948）	華僑	5,499	外国銀行支店計	54,495
地場銀行計		1,185,969	総合計	1,240,464

（出所）Commercial Bank in Thailand, Bangkok Bank 1990年版

注：地場銀行の出身については、創設時の株主構成からの分類

華人は現地人社会にうまく溶け込み、対立や衝突は過去からほとんど見られない。中国人の容姿ながらも、彼らは中国語をしゃべることなく、タイ人としてのアイデンティティーを確立している。そうした状況にはあるものの、インドネシアの華人同様に、社会的な安全や経済的な権利には敏感で、時の政権や有力政治家との関係作りに熱心である。政治の側からは、小党分立で政権基盤が不安定なこともあって、安定的に政治資金を提供してくれる華僑・華人資本は貴重な存在となり、両者の持ちつ持たれつ²の関係ができた。

こうした政治と華僑の関係については、日本でも数冊の文献で紹介されているが、スハルト政権の崩壊でほぼ明らかとなったインドネシアとは異なり、タイの場合残念ながら未だに外部からは把握しにくい不透明な状況が続いている。通貨危機でIMFのメスが入ったとはいえ、或いはIMFは実態を把握しているのかもしれないが、外部世界の知るところとはならない。真相は判りづらいが、各種の報道から政治サイドや華僑資本の動きを察知し、その動きの背景を推測かつ分析することは可能である。以下、そうした分析結果を紹介すること

にしたい。

3. ファイナンス・カンパニー問題

1962年の銀行法改正は、タイの金融業や銀行界の発展の観点からではなく、既得権益層の圧力によるものだったが故に、その後数々の歪みや問題点を発生させたが、1997年7月の通貨危機発生時には、とりわけファイナンス・カンパニーの問題がクローズ・アップされた。新聞やメディアでは、ファイナンス・カンパニーの乱脈経営が、不動産バブルの崩壊と通貨危機を引き起こしたとする論調、つまりファイナンス・カンパニーこそ諸悪の根源とする論調が目立³った。こうした立場からは、ファイナンス・カンパニーの問題さえ解決すれば、タイの金融制度は正常化するとの主張につながる。筆者は、以下で述べるような理由から、こうした論調とは根本的に立場を異にする。

タイのファイナンス・カンパニーは、基本的には約束手形で資金を調達し、住宅ローンや消費者金融での運用を主業務とするが、証券業務を兼業する他国ではあまり例を見ない種類の金融会社である。1962年改正銀行法では、銀行の新増設を厳しく制限した一方、ファイナンス・カンパニーの設立を自由化した。銀行業への進出の道を絶たれたタイ国内外の金融資本が、こぞってファイナンス・カンパニーを設立した。さらに、銀行免許を有するタイ国内外の銀行も、当時金融当局による規制監督のなかったファイナンス・カンパニーを設立し、銀行本体では行いにくい身内企業などへの融資を行った。

こうした経緯で誕生したファイナンス・カンパニーだけに、不正融資や乱脈経営が日常茶飯事であった。1969年に最初の会社が設立されて以降、大きな不祥事が発生した1979年に登録制から免許制となったが、その10年間でピーク時の会社数は200社を超えるまで増加していた。免許制に移行した時点では128社にまで減少し、97年の通貨危機発生時にはさらに91社まで減少していたが、減少分は大部分が倒産や経営不振による廃業である。タイの金融当局は、経営不振のファイナンス・カンパニーを外国銀行に引き受けを打診したようであるが、経営内容が全く不透明であったことが問題解決のネックとなった。

ファイナンス・カンパニーは、通貨危機発生直前に16社、通貨危機発生直後に42社の計58社が営業停止処分を受け、その時点で営業を継続していたのは33社しかなく、タイ金融制度のお荷物であることをタイ国内外に印象づけたが、ここで強調したいことは、ファイナンス・カンパニーの問題は、1962年銀行法以降のタイ政府の不適切な銀行政策、そして縁故融資や不動産投機に使った貸手・借手、華僑財閥と政治家との癒着関係が引き起こしたもので、業界の体質や構造以前の問題だということである。よって、不良債権処理などによって整理・統合が進み、金融当局の監督体制が強化されたとしても、オーナーや利害関係人が都合良く利用する体質を改善しない限り、健全化は難しいということである。

4. 商業銀行制度

ファイナンス・カンパニーほどではないが、タイの銀行は推定50%もの高い比率の不良債権を抱え、経済再建の足かせとなっている。貸出の不良債権化は、パーツ下落による高金利、国内景気・内需不振、企業の外貨建債務の為替差損などが直接の原因であるが、根本的な部分には、ファイナンス・カンパニーで述べたように、銀行業を既得権化し、過度に競争を制限したタイ政府の不適切な銀行政策をあげざるを得ない。筆者の基本的立場は、タイの商業銀行制度が国内通貨の金融市場を健全に拡大させなかったことこそ、経常収支の赤字を拡大させ、パーツを下落させたということである。

1962年の改正銀行法以降、タイの商業銀行は長らく15銀行体制が続いた。面積が日本の1.7倍程度、人口6千万のタイにおいて、民間銀行数15というのは多いか少ないか、或いは適切かは議論の分かれるところであろう。ここではそうした結論を展開しないが、問題点と指摘したいのは、これら15いずれも首都バンコックに本店を置く、日本でいう都市銀行であり、チェンマイ、ハジャイ、コンケンといった地方都市を中心に活動する地方銀行がないということである。タイは首都バンコックに全ての機能が集中し、民間銀行の支店や農協や貯蓄など政府系金融機関の地方支店もあるとはいえ、人口では1割のバンコックに6割もの金融サービスが集中するのはいかにも均衡を欠いている。

もう一つの問題点は、先に紹介した寡占状況、上下格差の大きい民間15銀行の勢力図である。基本的には、個別銀行の戦略や業績の長年の結果であるが、上は上で下から追い上げられるという危機感が欠如することになり、下は下で新規参入の心配がなく現在の地位に安住できるため、自由主義経済で最も重要な競争原理が働かなくなり、結果的に国内パーツ金融市場の拡大を妨げてしまった。さらに問題なのは、こうした状況を長年放置した金融行政、その上にある政治である。華僑財閥の圧力に屈し、実物経済と並ぶ国の発展にとっての車の両輪である金融の健全な発展を妨げた責任は大きいと言わざるを得ない。

過保護行政の弊害がいかに大きなものとなったかは、97年7月の通貨パーツ急落以降の状況で明らかとなった。通貨パーツ下落は、輸入物価急騰、金利高騰、外貨建て債務の為替差損を引き起こし、不動産バブルが崩壊し、国内需要が減退するに至り、タイの地場商業銀行15行は、株や不動産など投機的な貸出債権はもとより、製造業やサービス業など健全な事業向け貸出債権まで、貸出に占める不良債権比率が一気に高まり、経営状況が急激に悪化した。とりわけ償却原資の絶対額が少ない中下位銀行は、実質的な破綻状態に陥ってしまい、ファイナンス・カンパニー同様タイ金融システムのお荷物となってしまった。

タイ政府は、ファイナンス・カンパニーに対しては営業停止という厳しい措置で臨んだのに対し、銀行に対しては当初自主的な経営健全化を促す方針をとった。公共性の強い銀行に

表 2 タイ金融機関の不良債権 (99年 6 月末現在)

(単位: 10億バーツ, %)

	貸出額	不良債権額	不良債権比率
商業銀行	5,350	2,490	46.5
地場商業銀行	4,653	2,404	51.7
民間銀行	2,980	1,223	41.0
国有化銀行	1,673	1,181	70.6
外国銀行	697	86	12.3
ファイナンス・カンパニー	250	168	67.3
合計	5,600	2,658	47.5

(出所) 東京三菱銀行調査部編著 (1999) 『アジア経済・金融の再生』 P96

注: 不良債権の定義は、3 カ月以上の延滞債権

政府が表立って介入することは、社会的影響が大きいとの判断もあったのだろうが、不動産バブル崩壊と国内経済不振の影響は政府の予想以上に深刻で、98年になるとバンコック・メトロポリタン銀行を皮切りに、サイアム・シティー銀行、ファースト・バンコック・シティー銀行、バンコック商業銀行、レムトン銀行、ナコントン銀行と、地場銀行のうち、実に半分近くの7銀行もが国有化されるという惨憺たる状況となった。

政府が放置できなくなるほど、地場銀行、とりわけ中小銀行にとって状況が悪化してしまった。商業銀行とファイナンス・カンパニーをあわせたタイの金融制度において、膨大な不良債権が作り出されてしまった。タイ中央銀行によれば、ピーク時の99年5月には不良債権額2兆7294億バーツ、不良債権比率47.7%にも達している。99年からプラス成長に転じ、不良債権の状況は現在改善されていると思われるが、国の経済規模が日本の新潟県または茨城県の一県分とほぼ同様のタイにとって、依然堪えられる水準ではないことは確かである。現在、金融機能の回復とシステム正常化に向けて、タイ政府の必死の改革が進められているが、それらについては後の節で検証することにした。

5. 均衡を欠いた高度経済成長期のタイの銀行行政

タイをはじめ東・東南アジア諸国は、過剰消費が債務問題や通貨危機を招いた南米との比較で、経済成長率、物価上昇率、財政状況などマクロ経済指標は健全に見える。経常収支の赤字についても、外国から買い入れた機材や部品・原材料が、将来的に輸出外貨を稼ぐ限り心配はないとの説明も成り立ちそうである。しかしもしそうならば、タイで典型的に見られたように、96年に対GDP比で8.1%に達するまで、戦後ほぼ一貫した経常赤字基調が続いたのだろうか。タイほど高い比率ではないが、マレーシア、インドネシア、韓国も同様の状況に

あり、経済政策の健全性にやはり問題があったことは確かである。

経常収支の赤字は、通常実物経済の需要と供給の面から説明される。タイでは、1985年9月のプラザ合意以降の円高・ドル安が契機となり、日本を中心とした外国投資が押し寄せ、輸出志向の生産活動を本格化したが、その際生産に必要な資本財や部品・原材料を輸入に依存せざるを得ず、こうした産業構造が経常収支の赤字化を定着させたというものである。実際、タイの経常収支の赤字幅は、外資主導の高度成長が始まった88年頃から急拡大しており、こうした主張には異議を唱えるつもりはないが、輸入したものが加工のうえ輸出されるという構造には変化はなく、急激な経常赤字幅の拡大には、貯蓄率と投資率との間の不均衡からの説明が必要になってくる。

筆者は、タイの経常収支赤字は、実物経済に活動資金を供給する金融セクターつまりは銀行、および実物経済と金融経済のバランスをとらなかった不適切な政策の問題だと理解している。不適切な政策とは、野放図な融資を許した金融監督体制や、通貨バーツを米ドルにリンクさせた為替政策が引用されるが、その根源にあるのは、金融が産業の資金需要に応じ切れなかったことである。タイのオフショア金融市場 BIBF が創設された93年には、米ドル金利が3%に対し、タイ・バーツの金利は10%だった。米ドルが歴史的に低金利で、米国とのインフレ率の差や流入した米ドルの不胎化失敗があったとしても、固定為替制のもとで簡単に金利裁定を許す7%もの大きな金利差は発生しづらい。

タイ政府は、タイにはない資本や技術を持ち込む外資製造業の進出を歓迎する一方、サービス分野、とりわけ銀行など金融分野では頑なに外資の進出を拒んだ。先にも紹介したように、1962年の改正銀行法によって外国銀行の新規進出の道は閉ざされてしまった。製造業についても、1972年制定の外国人事業法は厳しく、農業や弁護士など外国人の進出ができない分野が数多く規定されている上に、進出可能な分野でも外国資本は原則50%を所有することはできない。輸出志向、技術水準向上、多くの雇用確保、遅れた地方の振興などでのタイへの貢献が認められれば、投資委員会（BOI）の奨励措置を受けることにより、外資の過半数出資が認められることもあるというものである。

表3 タイの対GDP比経常収支推移

(単位：％、▲はマイナス)

年	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
比率	▲6.4	▲7.4	▲2.7	▲7.2	▲5.0	▲4.0	0.6	▲0.7	▲2.7
年	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
比率	▲3.5	▲8.7	▲7.7	▲5.6	▲5.1	▲5.6	▲8.0	▲8.1	▲2.0

(出所) 『アジア通貨危機－東アジアの動向と展望』日本貿易振興会P51

1996年と97年は、IMFのIFSなど最新の統計でリバイス

アジア通貨危機以降の改革において、IMF指導のもと外国人事業法の見直しも検討されたが、国内経済界の猛烈な反対にあってしまい、改正はされたものの当初案から大幅に後退したものにとどまってしまった。ただ、こうした反対は、誰が行ったことかわかるだけ透明性が高いと言えよう。外資の立場からは、このように鎖国とも思える程の厳しい外資関連法、および投資環境ではあるが、プラザ合意の円高・ドル安局面では、日本や台湾企業が大量に押し寄せた。国王を中心とした政治的な安定、熱心な仏教徒で勤勉な労働者、それに安定した通貨パーツといった要素が、インドネシアやフィリピンなど周辺東南アジア諸国、改革・開放直後の中国より優れた投資環境と投資家には映ったからである。

88年からの三年連続の二桁成長は、外国投資ブームによって実現した。家電や自動車など加工組立大手企業を中心とする外国企業の生産活動は、タイ人従業員に仕事と賃金を提供し、製品を輸出することにより、タイの経済成長に貢献した。また、大手企業の生産活動の本格化は、部品など系列中小企業のタイ進出も促した。所得水準の向上は、家電や自動車、住宅、家具など耐久消費財への需要も高めるなど、この頃のタイはまさに全てが好循環に結びついた。この頃には、チャーチャイ首相が「インドシナを戦場から市場に」と提言したように、自らをインドシナの盟主と位置付けるほど勢いを見せた。

こうしたタイの高度成長であったが、一皮剥けば問題だらけであった。先に紹介した部品や原材料を国内で調達できないという産業構造の問題に加え、外資製造業が必要とする技能労働力の絶対的な不足、外資の集中進出が引き起こした電力、道路、港湾などインフラの不足、首都バンコックへの一極集中、地域間や所得の格差拡大など、数えあげたら限がないほどである。それでも、こうしたボドル・ネックは、世界銀行や日本政府の調査で把握され、政府開発援助ODAで支援されていたが、何の問題点としても把握されず放置され、後のアジア通貨危機の発火点となってしまったのは金融セクターである。

筆者がここで強調したいのは、タイの外資製造業主導の経済発展そのものは、決して方向を誤ったものではないということである。タイの政策ミスとは、先にも触れたように、実物経済と金融経済のバランスをとらなかったこと、つまり製造業では外資を積極的に導入した一方、金融では頑なに外資銀行を排除し、結果として高度経済成長に見合う金融セクターの発展を促さなかったことである。勿論、外資への開放イコール国内金融市場の健全な育成につながるとは限らないが、これまでのタイの地場銀行を見る限り、外資の国内金融市場への参入が限定的で、業界内格差が大きく寡占であったことから、限られたパーツ資金により高い利鞘が確保でき、積極的に金融市場を拡大する必要に迫られなかった。

外資で最大の勢力だった日本企業をとると、バンコック日本人商業会議所の会員が1千社以上もあるのに、営業している銀行は当時の東京銀行と三井銀行しかなく、日本では取引がなくとも、両銀行に取引が殺到した。この両銀行とて手持ち資金、特にパーツには限りがあ

るため、顧客にパーツ貸出を行おうとすれば、銀行間市場でバンコック銀行など大手地場銀行から借り入れなければならない。インターバンク市場は、本来銀行間の短期的過不足を調整する市場であるが、タイの場合出し手と取り手がつねに同じという不正常的なものである。このため、需給バランスを崩したパーツは、高金利となりがちである。一方的な取引といえ、外為市場でも外貨売買は一方向となりがちである。

今から振り返れば、この時点での適切な政策とは、成長率が多少低くなったとしても、投資率が貯蓄率を多少上回る程度に抑えるよう金融をコントロールするか、または実物経済の資金需要に見合うよう、供給側の金融市場の規模を拡大することであった。たとえ速度は遅くとも、外国銀行の参入を促し地場銀行に刺激を与えるとともに、地場銀行もいくつかの有力グループに再編し、競争原理が働くようにしておけば、97年7月に突然大爆発するようなことはなかったはずである。人によって評価は違うと思われるが、96年の対GDP比8.1%もの大きな経常赤字は、コスト高で輸出が鈍化したことが主因ではなく、投資と貯蓄のギャップに長年適切な処置を施さなかったことのツケだと考えている。

タイ政府は、経常収支の赤字、つまり投資と貯蓄のギャップを、国内パーツ資金ではなく、外貨資金で賄う姿勢を鮮明にした。1990年にタイはIMF 8条国に移行し、民間の対外借入れが自由化された。さらに、パーツ経済圏、インドシナの金融ハブ構想の一環として、1993年にはオフショア金融市場 BIBF が開設された。BIBF は、その名前のとおり本来「外—外」取引を行うはずであった。ところが、いざ取引が始まるとインドシナ諸国には資金需要がなく、外貨がタイ国内市場に流入する「外—内」の取引ばかりとなった。筆者は、「外—内」取引を許したことは適切で、外国銀行に融資を競わせたことや、為替レートを固定して金利裁定を許したことが不適切だったと考えている。

尚、90年のIMF 8条国移行から93年のBIBF開設、外国銀行へのオフショア免許交付など通貨危機までの一連の動きを金融自由化と呼び、金融自由化を急ぎ過ぎたことが原因とする論調があるが、⁵ 筆者は金融自由化と呼ぶこと自体反対である。タイが行ったことは、単に外貨を無制限に流入させてバブルを起こしただけであり、国内金融行政およびパーツ金融市場は、先に紹介した1962年の改正銀行法施行当時とは何ら変わっていないからである。シンガポールのような都市型ならいざ知らず、国内金融市場を規制や過保護に放置したままで、地域の金融センターになれると考えたこと自体、優等生と称えられて慢心していたと指摘されても仕方のないことのように思われる。

6. タイの金融・銀行改革を検証

91社のファイナンス・カンパニーのうち58社が営業停止処分、そのうち56社閉鎖、地場民間15銀行のうち7銀行が国有化と、通貨危機以降のタイの金融・銀行改革は、ドラスティッ

クに進み、禍根は全て取り去ったように見えるが、果たしてそうだろうか。残念ながら、筆者にはそうは考えられない。以下で紹介するように、銀行財閥の既得権はほぼこれまでどおり守られ、これまで筆者が強調したような銀行や金融の社会・経済における本来の役割を果たすだけの体質改善が進んでいるとは、これまでの動きからは断言できない。膨大な不良債権の処理とあわせて、依然楽観できる状況ではないことを強調したい。

筆者は、タイ政府が発表した金融・銀行改革案に驚かされた。それは、銀行およびファイナンス・カンパニーには、10年間に限り外資のマジョリティーを認めるというものである。10年間というのが、何とも不可解である。より不可解なのは、IMFが指導しながら、こうした後ろ向きな案が認められたことであり、専門家やマスコミも一切異議を唱えなかったことである。勿論、タイ金融当局からは、何故10年間なのか何の説明もない。来日したタイ政府の金融関係高官が、個人的には10年という規定は必要ないと考えているとのインタビューを、聞いたことがあるだけである。

ここに、タイが何故通貨危機に陥ったのか、最大の構造問題が見てとれる。恐らく、先の高官は、インタビューで本音を語ったものと思われる。しかし、華僑金融資本家が政治家に圧力をかけて、改革案の外資マジョリティー規定を排除しようとしたが、通貨危機以降の苦境では外資の力を借りざるを得ず、妥協の産物として10年間だけ認めることになったことはおおそ見当がつく。つまり、外資は金融改革には利用するが、改革が終わって機能が回復すれば去れとの姿勢を鮮明にしたものである。また、タイの金融当局は、最大の構造問題を解決する千載一遇の好機会を逃したことになる。

実際、不動産バブルが崩壊して、マイナス10%成長もの景気後退となり、膨大な不良債権を抱えてしまっただけで、不良債権処理や為替ディーリングに先端技術を駆使する外資金融資本の力を借りなければ、立ち行かなくなってしまった。この改革案が発表された97年8月から、早速食指を示した外資銀行との買収交渉が始まった。しかし、地場下位銀行やファイナンス・カンパニーは、不良債権比率が高いことに加え、経営内容が不透明なことから、外資との交渉は難航を極めた。最初にまとまったのは、地場下位銀行で堅実経営のタイ・グヌ銀行で、シンガポールのDBSが50.27%の株式を取得した。

その他、オランダのABNアムロ銀行がアジア銀行の75%の株式を、英国スタンダード・チャータード銀行が一時国有化されたナコントン銀行の75%の株式を取得し、既存の外国銀行支店を含めると、現在タイ金融市場の約2割のシェアを外国資本が占めることになった。地場銀行の過半数の株式を所有したのは、いずれも金融先進国の一流銀行であり、マジョリティー10年間ということはよく理解しているはずである。期限の10年後になった時点で、これらの一流銀行がどのような行動に出るのか、それに対しタイ金融当局がどう対応するのか、世界的な資本自由化の動きに逆行すると資本家の目に映れば、タイの国際信用を低下させる

表4 タイの金融システム再建をめぐる一連の動き（1997年および98年）

97年	
6月26日	ファイナンス・カンパニー（以下F C）16社に業務停止命令
7月2日	タイ・パーツ、通貨バスケット制から管理変動相場制に移行
8月5日	F C 42社に業務停止命令
8月14日	I M F 中心の172億ドルの国際金融支援発表
10月14日	金融システム再建案発表 ①金融再建庁（F R A）設立、②資産管理会社（A M C）設立、金融機関への外資規制（従来は上限25%）の10年間停止
12月8日	F R A、業務停止F C 58社のうち56社清算、2社の業務再開を発表
98年	
1月23日	バンコック・メトロポリタン銀行、中央銀行の管理化（国有化）
2月6日	サイアム・シティー銀行、ファースト・バンコック・シティー銀行、バンコック商業銀行が国有化
2月23日	閉鎖F Cの優良債権を引き継いだ国有ラタナシン銀行設立
3月31日	中央銀行、金融機関に関する新しい会計基準を発表、①不良債権の定義厳格化、②債権分類の細分化、③貸倒引当基準の義務付け、など
4月10日	会社更生規定を加えた改正破産法施行
4月28日	流動性危機緩和のための4法令閣議決定
5月18日	F C 7社、国有化
8月14日	大蔵省と中央銀行、包括的金融再建案発表、①金融機関3千億パーツの公的資金投入、②レムトン銀行、ユニオン・バンク・オブ・バンコック、F C 5社が国有化
12月15日	F R A、閉鎖F Cの資産3,840億パーツの競売実施、競売資産の41%が簿価の25%で落札

（出所）東京三菱銀行調査部編著『アジア経済・金融の再生』東洋経済新報社P100

ことにもなりかねず、今から大いに注目されるところである。

勿論、筆者はタイ政府の金融再生に向けた努力を大いに評価している。資本増強のできない地場銀行や、経営再建の目処の立たないファイナンス・カンパニーには、国有化や閉鎖といった厳しい処置で臨んでいる。ただ問題なのは、政策にいま一つ一貫性が感じられず、場当たり的な対応との印象がぬぐい切れないことである。このため、下位銀行から上位銀行への預金の大量移動が起こるなど、金融制度に対する国民の信頼を回復できないのが現状である。預金量が増えた上位銀行も、新たな不良債権の発生を恐れ新規貸出には消極的で、1兆パーツものタイ国民の貴重な公的資金を金融改革に投入しながらも、不良債権の迅速な処理と中小企業が必要とする新規貸出の増加には必ずしも結びついていない。

筆者がここで強調したいことは、タイに限らず金融改革には二つの原則に従わなければならないということである。それは、基準の明確化と政策決定の透明化の二大原則、国民に説明する義務である。タイの例では、銀行国有化や公的資金投入の基準が曖昧で、外資マジョリティー10年間では、どういう経緯で10年間なのか何の説明もない。この二つの原則を外れた金融行政はいずれ破綻をきたし、国民に高いコストを強いることになるのは、わが日本の護送船団銀行行政、住専騒動における国民の怒りを見るまでもない。その意味では、スハルト政権退陣で経済と国民生活はどん底に落ち込んでしまったが、政商の華人資本とのシガラ

ミを断ち切ったインドネシアの改革は注目される。

7. お わ り に

タイ経済は、98年に史上最悪のマイナス10.4%成長を経験した後、99年には4%台のプラス成長に、2000年には5%台の成長が予想される。これをもって、タイ経済は完全に回復軌道に乗ったと判断してよいのだろうか、筆者は必ずしもそうは考えていない。プラス成長といっても、基準とする前年の落ち込みを考慮しなければならないし、タイの場合さらに注意しなければならない状況がある。それは、外資製造業、特に日本の大手が踏ん張っていることである。タイ国内需要が低迷する中でも雇用を確保し、資金は日本の親会社から調達している。自動車では、元来タイ国内向けだったものをオーストラリアや中東への輸出に切り替え、業績不振の関連会社の部品を日本へ輸出までして支えている。

タイは、決してこうした状況を忘れてはならない。外資への警戒感理解できなくもないが、タイこそ世界自由貿易体制における最大の利益者の一人であり、通貨危機以降は必死にタイ経済を支えているのも外資製造業である。為替投機の餌食になったからといって、こうした外資企業の恩を裏切るようなこと、外資参入を過度に制限するようなことをすれば、長期的にはタイの利益にはならない。タイ人は自由かつ楽天的な国民性で、それだけに「パーツ経済圏構想」に見られたように、調子に乗りすぎて暴走するきらいがある。再び順調な成長に戻った時も、通貨危機で味わった苦しみを教訓として忘れず、国際社会における自由貿易・投資体制の利益者としての立場を守れるかが今後のポイントとなろう。

金融についてもこだわるようであるが、外資マジョリティー10年間としたような閉鎖性は、21世紀のタイにとって決して利益にはならない。上位大手銀行は、攻め込んでくる外資を迎え撃つぐらいの気迫で臨むべきである。厳しい競争は、タイの地場銀行の競争力を強化する。かつて、バンコック銀行は香港上海銀行と並ぶアジアを代表する銀行だったが、バンコック銀行が金融危機のタイで停滞しているのに対し、香港上海銀行は外資との厳しい競争でいまや世界を代表する多国籍銀行へと飛躍している。上位地場銀行にとっては、外資への積極的な開放が利益となるはずである。金融当局には、外国銀行進出基準の明確化と、地場銀行との垣根を低くする政策が求められる。

わが日本は、タイにとって最大の支援国である。毎年の政府開発援助ODAは、巨大投資を必要とするタイのインフラ開発に使われてきた。日本のODAは、タイの高度経済成長に貢献したことは評価されるが、いざタイが通貨危機に陥てみると、適切な援助を行っていたのか、各方面から指摘されている。アジア通貨危機自体、97年4月の9兆円のデフレ政策が発端となり、必要以上の円安が米ドルにリンクするアジア通貨の競争力を低下させた日本の責任だとの批判もある。そうした責任を感じてか、アジア諸国の構造改革を支援する「新

宮沢構想」が始まった。タイにも、銀行やファイナンス・カンパニーへの公的資金に充当されることになっている。

筆者は、1989年から90年にかけて、政府系特殊法人でODAの評価に関する調査を行っていた。その際タイの金融セクターを担当し、三年連続二桁成長の絶好調のタイ経済において、産業界の拡大する資金需要に応じ切れない金融セクターの問題点を指摘し、放置すれば将来歪みとして露呈する可能性のあることを、つまり今回と同じことをその時の調査報告書で提言した。その報告書は非公開のもので、今回始めて公に本論の分析を紹介することになったが、その時の提言が日本のODAにおいて生かされていたらと、今でも残念に思うことがある。新宮沢構想の支援においては、表面的な資金援助にとどまることなく、タイの構造問題を根本から解決する真の支援となるよう心から願うものである。

注

- 1 アジア通貨危機に関する論説は多いが、要領よくまとめたものとしては、河合正弘「東アジア通貨・金融危機と日本」『世界』1998年3月号、P84-88がある。
- 2 タイの華僑や政治との関係を紹介した著書としては、『タイ—独裁的温情主義の政治』井村文化事業社刊、『華僑王国—環太平洋時代の主役たち』サイマル出版会発行、などがある。
- 3 タイ・バーツが下落した97年7月2日以降数ヶ月にわたり、日本の5大紙は連日のようにタイの通貨危機問題を取り上げたが、その中で最も目立ったのは、ファイナンス・カンパニーがタイ金融制度を混乱させたとする論調である。
- 4 この点については、原田泰・井野靖久『タイ経済入門』日本評論社の全般にわたり、とりわけ「3. 対外債務としての経常赤字収支」P29-40に詳しく記述されている。
- 5 『アジア通貨危機』日本貿易振興会、P46-50

＜参考文献＞

- ・中條誠一（2000）「タイの通貨危機と為替政策—円の国際化への可能性—」『国民経済雑誌』第181巻第1号 pp. 1-18
- ・鈴木峻（2000）「東南アジアの通貨危機と経済危機について」『国民経済雑誌』第181巻第3号 pp. 59-80
- ・東京三菱銀行調査部編著（1999）『アジア経済・金融の再生』東洋経済新報社
- ・滝井光夫・福島光丘編著（1998）『アジア通貨危機—東アジアの動向と展望』日本貿易振興会
- ・原田泰・井野靖久（1998）『タイ経済入門—急ぎすぎた失敗からの再挑戦』日本評論社
- ・末廣昭・安田靖（1987）『タイの工業化—NAIC への挑戦』アジア経済研究所
- ・末廣昭・南原真（1991）『タイの財閥—ファミリービジネスと経営改革』同文社
- ・小林俊之（1997）「タイの通貨不安発生の要因とその影響」『国際金融』10月1日号
- ・高野裕子（2000）「タイ経済の現状—長期化する金融部門再生」『国際金融』2月1日
- ・河合正弘（1998）「東アジアの通貨・金融危機と日本」『世界』3月号 pp. 84-88

